

省令

○総務省令第十二号

要介護者に係る定期郵便貯金の預入等に関し郵便貯金規則等の特例を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十三年二月十三日

総務大臣 片山虎之助

要介護者に係る定期郵便貯金の預入等に関し郵便貯金規則等の特例を定める省令の一部を改正する省令

要介護者に係る定期郵便貯金の預入等に関し郵便貯金規則等の特例を定める省令(平成八年郵政省令第六十六号)の一部を次のように改正する。

第七条の次に次の一条を加える。

(重度要介護者による利用者証の交付の請求等)

第七条の二 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七条第一項に規定する要介護状態(要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成十一年厚生省令第五十八号)第一条第一項第四号又は第五号に規定する状態に限る。)がある者(以下この条において「重度要介護者」という。)は、別表に掲げる者のいずれかに該当するものとみなす。この場合において、利用者証の請求を行う重度要介護者に対する第六条第二項(各号を除く。)及び前条第一項(各号を除く。)の規定の適用については、第六条第二項中「次に掲げる書類」とあるのは「介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第二十六条第一項に規定する被保険者証」と、前条第一項中「同条第二項に掲げる書類」とあるのは「同条第一項に規定する被保険者証」と、同項第一号に掲げる診断書の記載事項が、別表に掲げる者の要件に該当することを確かめ、かつ、同項第二号に掲げる書類について次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項とあるのは「当該被保険者証の記載事項により当該請求人が重度要介護者であること」とする。

附則

この省令は、平成十三年四月二日から施行する。

○建設省令第七号

特許法の一部を改正する法律(平成十年法律第五十一号)の施行に伴い、関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十三年二月十三日

建設大臣 平沼 勲

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則(平成二年通商産業省令第四十一号)の一部を次のように改正する。

様式第十の次に次の一條を加える。

様式第十一(第11条関係)

【書類名】 意匠登録願

【整理番号】

【特記事項】 平成10年改正前意匠法第12条第1項の規定による意匠登録出願

(提出日) 平成 年 月 日

(あて先) 特許庁長官

【出願の表示】

【出願番号】

【出願日】

【意匠に係る物品】

【意匠の創作をした者】

【住所又は居所】

【氏名】

【意匠登録出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(国籍)

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【手数料の表示】

【予約台帳番号】

【納付金額】

【提出物件の目録】

【物件名】 図面

【意匠に係る物品の説明】

【意匠の説明】

【備考】

1 1行は36字詰めとし、1ページは29行とする。

2 文字は、日本工業規格X0208号で定められている文字を用いる。ただし、半角文字並びに「J」(日本工業規格X0208号区点番号(以下「区点番号」という。))1-58)、J(区点番号1-59)、A(区点番号2-5)及びB(区点番号2-7)は用いてはならない(欄名の前後に「J」(区点番号1-58)及び「J」(区点番号1-59)を、又は置き換えた文字の前後に「A」(区点番号2-5)及び「B」(区点番号2-7)を用いるときを除く。)。日本工業規格X0208号で定められている文字以外の文字を用いようとするときは、日本工業規格X0208で定められている漢字に置き換えて記録し、又はその読みを平仮名で記録し、それらの前に「A」(区点番号2-5)、後ろに「B」(区点番号2-7)を付す。

3 「【整理番号】」の欄には、ローマ字(大文字に限る。)、アラビア数字若しくは「-」又はそれらの組み合わせからなる記号であって、10字以下のものを記録する。

4 「【出願の表示】」の欄の「【出願番号】」には「平成何年何月何日」のようにもとの意匠登録出願の番号及び年月日を記録する。「【住所又は居所】」は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記録する。ただし、識別番号を記録したときは、「【住所又は居所】」の欄は設けるには及ばない。

6 氏名又は名称の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、「氏名又は名称」の上に「フリガナ」の欄を設けて、なるべく片仮名で振り仮名を付ける。

7 「【意匠登録出願人】」又は「【代理人】」の欄の「【氏名又は名称】」(法人にあっては、「代表者」)の次に、「【電話番号】」又は「【フランクミリ番号】」の欄を設けて、意匠登録出願人又は代理人の有する電話番号又はフランクミリの番号をなるべく記録する。

8 識別番号の通知を受けていない者については、「【識別番号】」の欄は設けるには及ばない。「【氏名又は名称】」は、自然人にあっては、氏名を記録する。法人にあっては、名称を記録し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けて、その代表者の氏名を記録する。また、その法人の名称が法人を表す文字を含む

まないものであるときは、「【氏名又は名称】」の欄の次に「【法人の法的性質】」の欄を設けて、「○○法の規定による法人」(外国法人にあっては「○○国の法律に基づく法人」)のようにならなければならない。また、識別番号を記録する。

10 意匠登録出願人が外国人にあっては住所又は居所をローマ字で表記できる場合は、「住所又は居所」の次に「住所又は居所(原語表記)」の欄を設けて、住所又は居所の原語をなるべく記録する。また、意匠登録出願人が外国人にあっては氏名又は名称をローマ字で表記できる場合は、「【氏名又は名称】」の次に「【氏名又は名称(原語表記)】」の欄を設けて、氏名又は名称の原語をなるべく記録し、法人にあっては、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。

11 日本に営業所を有する外国法人にあっては、日本における代表者が手続を行うときは、「【氏名又は名称】」(名称の原語を記録する場合にあっては、「【氏名又は名称(原語表記)】」)の次に「【日本における営業所】」を設けて、営業所の所在地を記録し、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。

12 意匠登録出願人がパリ条約の同盟国又は世界貿易機関の加盟国の国民とみなされる者(法人に限る。)のとき(備考11に該当するときは除く。)は、「【氏名又は名称】」(名称の原語を記録する場合にあっては、「【氏名又は名称(原語表記)】」)の次に「【営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地の国名を記録し、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。

13 「【(国籍)】」は、外国人の場合に限り記録する。ただし、その国籍が、「【住所又は居所】」の欄に記録した国(第2条第3項の規定によりその記録を省略した場合には、省略した国)と同一であるときは、「【(国籍)】」の欄は設けるには及ばない。

14 意匠登録出願人が意匠登録を受ける権利の信託の受託者であるときは、「【手数料の表示】」の欄の次に「【信託関係事項】」の欄を設けて、特許法施行規則等の一部を改正する省令(平成10年通商産業省令第87号)による改正前の意匠法施行規則(以下「旧意匠法施行規則」という。)第28条第2項において準用する特許法施行規則第26条第1項各号の事項を記録する。